

# 金山町保健師等養成奨学資金貸与制度について

金山町では、保健師等の専門職を目指す方たちのための奨学資金貸与制度を設けています。この制度を活用して、資格を取得し、将来、金山町で働いてみませんか？

## 対象者

以下の3つの条件をすべて満たしている方

1. **保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士**（以下「保健師等」という。）を養成する大学や短大、専門学校に在学している学生
2. 将来、保健師等を目指す学生
3. 卒業後、**金山町内で、保健師等として働きたいと思っている学生**

## 想定される就業先

金山町役場・金山町内の社会福祉法人 など

## 奨学資金の額

**月額100,000円以内**（ただし、同種の奨学資金を受けていない方）

## 貸与の期間

正規の就学期間（休学や停学の期間は、貸与できません。）

## 奨学金の返還

卒業後、6か月後から**15年以内で返還**していただきます。

## 奨学資金返還の猶予・免除

保健師等の免許を取得し、卒業後、金山町内において保健師等として従事している期間は、奨学資金返済を一旦猶予します。

さらに、**継続して5年間従事した場合、奨学資金の全額を免除**します。

（お問い合わせ 金山町教育委員会 0241-54-5333）